

トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム

2025 年度(第 17 期)派遣生(理工学系、大学 1 年生)の募集について

日本学生支援機構(以下JASSO)より、「トビタテ！留学 JAPAN」新・日本代表プログラム(以下、トビタテ)の募集通知があったので、下記の通り、新学士課程 1 年生の学内募集を行う。(以下は、理工学系の学生向けの案内であるので注意すること。)

<注意事項>

トビタテは、「**学生が自ら留学計画を作成**」することと「**多様な実践活動を支援**」することを特徴とした奨学金プログラムです。以下の事に注意して応募すること。

- ・ 大学のプログラムを利用して受入れ機関に応募することは可能ですが、留学期間(年月日まで管理が必要)や実践活動内容等、**留学計画に含まれる項目は全て自ら立案したものと扱われます。**
- ・ 留学計画書に記載した**留学計画を実行することを約束として奨学金が支給される制度**です。
- ・ 当初申請した留学計画を実行できない場合や大幅な変更がある場合、定められた規程を遵守できない場合には、**奨学金の返納を求められる可能性**もあります。

記

1. 概要

本プログラムは、学生が**自ら計画した留学計画を審査**し、合格者に対して奨学金等が支給されるものである。留学内容は受入れ機関が存在し、実践活動が伴うものであれば種類を問わない。合格者は事前・事後研修への参加や留学中に日本の広報活動(アンバサダー活動)を行うこと、留学後に留学機運醸成の為の活動(エヴァンジェリスト活動)に協力すること等が求められる。

詳細については、[トビタテ募集 HP](#)、[募集要項](#)、[FAQ](#)、[本学留学案内 HP](#) を熟読すること。

※学生向けだけでなく、大学等向け資料(上記 URL 参照)にも目を通すことを強く推奨する。

2. 募集分野

- ①イノベーターコース 50 名(予定)
- ②STEAM コース 100 名(予定)
- ③ダイバーシティコース(スポーツ、芸術/国際協力等) 100 名(予定)

計 250 名(予定)のうち約 1 割程度が「大学 1 年生枠」に割り当てられる。

3. 応募資格

- ① 日本国籍を有する、もしくは日本永住資格を有すること
- ② 応募・留学時および 2025 年 4 月 1 日時点で 30 歳以下の本学学士正規課程の新 1 年生であること。
- ③ 留学中に「**実践活動**」(「**実社会と接点**」を持つ学修活動)を行うこと(座学のみは不可。大学等における**実験、研究等は実践活動として申告可**。)
- ④ **2025 年 8 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に留学を開始し、留学期間が 28 日以上 1 年以内**であること

応募時点で、外務省の「海外安全ホームページ」上、危険情報及び感染症危険情報において、「レベル 2: 不要不急の渡航は止めてください」以上であっても、応募、選考には差支えないが、留学開始時点及び留学計画開始後に「レベル 2」以上となった場合は、原則、奨学金等の支給対象外となる。

- ⑤ 過去に本制度の派遣留学生として採用されていない者、及びトビタテの【高校生等対

象】(第 10 期)に応募していない者

上記はトビタテの募集要項の「7. 要件 (1)派遣留学生の要件」から抜粋した要件なので、**全要件については、トビタテの募集要項を確認すること。**

上記に加え、本学では以下の応募条件も満たすこととする。

- ⑥ 留学計画については、家族・保証人及びアカデミック・アドバイザーに相談し同意を得ることを必須とする。(留学開始前には本学様式の誓約書を提出すること。)
- ⑦ 受入れ機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画であること。
- ⑧ 教育上有益な学修活動と認める計画であること。
- ⑨ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画であること。

留学開始後の変更申請において、事前の情報収集や交渉不足を指摘されるケースがある。留学計画を実行できない場合には、たとえ留学終了後であっても、受給済みの奨学金の一部または全額の一括返納を求められる可能性もあるので留意すること。

※受入許可書等の発行が学内応募締め切り日に間に合わない場合は、出願スケジュール等がわかる資料を提出すること。

⑩ 外務省の海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報について確認すること。学内の留学プログラムで留学をする場合、感染症危険情報のレベルにより、渡航可否が判断される為、留学プログラムの渡航要件をよく確認をすること。また、渡航地域のレベルが引き上げられた場合や本学が危険と判断した場合は、留学を延期、中断または中止することになるので留意すること。

4. 支援内容

渡航先によって異なる。詳細及び家計基準については、[トビタテ HP](#) および[募集要項](#)を参照のこと。主な分類は以下の通り。

奨学金(月額):16 万円(西欧、北米)、12 万円(アジア、中南米、アフリカ、東欧)
留学準備金:35 万円(アジア以外)、21 万円(アジア)
授業料:一律 30 万円

5. 学内申請の提出書類及び提出期限

提出書類

① トビタテ！留学JAPAN【17期】学内申請書（大学1年生用）

※応募にあたっては、アカデミック・アドバイザーによる承認(学内申請書への押印または署名)が必要になるので、余裕を持って準備すること。

②留学計画の実現可能性を示す資料

※受入機関とコンタクトが取れている/受入機関の受入承諾の意向がわかる資料等、受入機関とコンタクトが取れていることが望ましいが、未だの場合は受入機関決定までのアクションプランを提出すること。※大学等の高等教育機関における活動の外、別途インターンやボランティア活動等を行う場合、当該活動の受入れ機関の資料も併せて提出すること。

② 家計状況申立書

第二種奨学金の家計基準を判定するため、2025年4月1日時点での学籍身分(見込)に応じた申立書、および以下 a、b を提出すること。

・学部生家計状況申立書

a. 2024年度(2023年1月～12月)課税証明書(自治体によっては所得証明書)

の写しを提出すること。市町村民税を納税している自治体で発行される 2023 年 1 月～12 月の所得及びそれに基づき決定する 2024 年度(令和 6 年度(令和 5 年分))課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)。生計維持者のもの。生計維持者が 2 名の場合は、2 名分が必要。生計維持者は原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人
※課税証明書の取り寄せには時間がかかるので、余裕を持って準備すること。

- a. b. 課税証明書に記載のない事項に関する情報(扶養している子どもの人数、私立自宅外かどうか、生活扶助の受給有無等)(家計状況申立書(3)に該当)

④(授業料を申請する場合)授業料の根拠となる資料(留学先大学の HP の写し等)

上記①～④を 1 つの PDF にし、ファイル名に氏名を入れて、下記 URL にアップロードすること。

<データ提出先>

<募集開始時に設定>

<様式入手先>

<https://www.titech.ac.jp/international-student-exchange/students/abroad/scholarships#anchor01-01>

※日本語、英語以外の場合は和訳を添付すること。

※提出書類は返却しない。

※上記提出期限において書類不備、もしくは提出期限を過ぎての応募を受理しない。

※学内応募〆切はトビタテ事務局の〆切日より早いので注意すること。

提出期限

2025 年 4 月 11 日(金) 正午まで

6. オンライン申請期限と応募完了までの流れ
- 留学計画書提出(オンライン申請)期限:**2025 年 4 月 16 日(水)23:59 まで**
※上記の期限時刻以降はシステムが閉じるため入力不可。

4 月 11 日(金)正午までに「提出書類および提出期限」記載の①～④を提出した者に対して、提出日から 3 営業日以内(不備がある場合はこの限りではない)オンライン申請用のサイトを通知する。4 月 16 日(水)23 時 59 分までにオンライン入力を行い申請すること。

- i. **オンライン入力内容及び提出書類の確認後、関係教員で内容確認し、応募を認めるか判断する。**オンライン入力内容及び提出書類に不備がある場合は、国際教育課からの案内に従って修正すること。(修正期限等詳細は該当者に案内する。)
 - ii. 修正のある者については留学生交流課の案内に従い期日までに修正を行うこと。
 - iii. オンライン入力を修正する際には、国際教育課から修正を指示する内容に加え、文言を多少修正することは構わないが、日程や行き先を修正することは認めない。
 - iv. 関係教員で内容確認後不備がなければ大学で取りまとめ応募し、応募者へ応募完了報告を行う。
- ・ 採用後、留学に当たっては、**留学開始日と留学終了日の年月日が明確に記載された受入許可書**を取得する必要があるので留意すること。

7. その他

大学の留学プログラムを利用して、応募することは可能だが、留学期間(年月日まで管理が必要)や実践活動内容等、留学計画に含まれる項目は全て自ら立案したものとして扱われる。留学開始日、終了日についても、(プログラム担当教職員に任せるのではなく)、トビタテに申請した留学計画書記載の日付と受入許可書との相違が無いが、応募者自身が確認の上、必要な諸手続きを行うこと。

- ・ 応募にあたっては、周囲(家族やアカデミックアドバイザー)の理解・協力が不可欠なの

で、応募前に十分に話し合い、無理のない計画を立てること。また、本学での修学計画にも留意すること。

- ・ 採用後、留学計画を変更する場合、計画変更対象期間の奨学金等の支給を一時停止して再審査が行われるので、受入れ機関、留学期間等の記入は熟考の上行うこと。なお、変更申請が承認されず、採用取消になることもあるので留意すること。
- ・ 内容によっては関係教員による審議の上、応募を認めないこともあるので留意すること。
- ・ 留学期間中は毎月、受入れ先機関の指導教員等に在籍を確認する署名を依頼し、本学に所定の在籍確認書を提出する必要がある。
- ・ 面接審査、事前研修、事後研修は**対面での参加**が必須なので、留意すること

○本奨学金の支援を受けて渡航する場合には、以下について留意すること。

- ・ 本学が指定するシステム(楽々WF II)で海外渡航手続きを行い、出発届と誓約書を提出すること。
- ・ 本学が指定する海外旅行保険に必ず加入すること(保険会社はAIG損害保険株式会社。補償内容は、治療・救援費用が 3,000 万円以上、個人賠償責任が1億円以上。危機管理サービスを含む)。海外旅行保険費用については留学生本人の負担である。(危機管理サービスにかかる費用は大学が負担する。)
- ・ 他の奨学金を受給中、または受給予定の場合は、トビタテへの応募や併給が認められるか確認すること。
- ・ 帰国後、本学で行う留学報告会や留学フェアに協力すること。

8. 留学計画 作成上の注意

○計画全体について

トビタテの募集要項やHPに求める人物像や審査の観点が網羅されているので、計画書作成前に熟読すること。

○期間について

開始月と終了月に関わらず奨学金支給条件は、**各月 15 日以上**受入れ機関、国・地域に滞在することである。また、奨学金が支給されない月も留学期間として申告した場合は在籍確認(現地担当者にサインを頂く)をする必要がある。奨学金支給月数は応募時の期間をもとに算出されたものが上限となる。採用後に変更申請を行い、留学期間が長くなっても、支給月数を増やすことはできないので留意すること。

○受入れ機関ごとのスケジュールについて

2 か所以上に留学する場合、具体的に何月何日まで留学先Aに在籍し、何月何日から留学先Bに在籍するのが読み取れるように記入すること。

9. 問合せ先

教育推進部 国際教育課 海外留学グループ(TAKI PLAZA 地下 1 階)

電話:03-5734-7645 メール:hakenryugaku@jim.titech.ac.jp

※オフィスアワー: 9:00 ~ 12:00、13:30 ~ 17:00

以上